三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町常葉字竹ノ島向七〇六四から七〇七〇まで、七〇七三の内一、七〇七四から七〇七六まで、七〇八三から七〇八五まで、七〇八五の二、七〇九二、七〇九三、七〇九七、七〇九八、七一〇五、七一〇六、七一〇六の二、七一〇八、七一〇九、七一〇九の二、七一一一から七一一五まで、七一一五の二、七一六七、七二二八から七二三二まで、七二三三の一から七二三三の三まで、七二三五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町大炊平字山ノ神一三一七の一から一三一七の六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県登米市登米町大字日根牛字上羽沢一五九の二三、一五九の二四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県熊本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県大飯郡おおい町犬見三八字登り尾七の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県浜田市熱田町一九三五の四・一九三六の二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市江刺区米里字古歌葉六四の一・六四の四五から六四の四七まで・字舘沢一の三（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県盛岡市簗川第六地割九の一五・九の二四（以上二筆国有林）、九の一六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町柿木村**椛**谷八三一の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町柿木村**椛**谷八三一の一三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため